

No. 1090 (2020. 3. 5)

欧米主要国の議員秘書制度【第3版】

はじめに

I アメリカ

- 1 秘書の人数、雇用、服务等
- 2 秘書雇用手当
- 3 秘書の職務及び給与

II イギリス

- 1 秘書の人数、雇用、服务等
- 2 秘書雇用手当
- 3 秘書の職務及び給与

III ドイツ

- 1 秘書の人数、雇用、服务等
- 2 秘書雇用手当
- 3 秘書の職務及び給与

IV フランス

- 1 秘書の人数、雇用、服务等
- 2 秘書雇用手当
- 3 秘書の職務及び給与

おわりに

キーワード：国会、議員秘書、公設秘書、政策担当秘書、立法補佐

- 本稿は、欧米主要国としてアメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスの4か国の議員秘書制度の概要（秘書の人数、雇用、サービス、秘書雇用手当並びに秘書の職務及び給与）を紹介するものである。また、制度概要の一覧表を末尾に掲げる。
- 各国の制度を比較した場合の特徴としては、①秘書の人数・雇用手当に使用できる額はアメリカが非常に多く、秘書の身分はアメリカのみ公務員であること、②一方で各秘書の給与額は議員の裁量で決まる点、近親者雇用禁止の点、勤務中の選挙運動を原則禁止する点、勤務形態の多様さ、サービスの透明性確保の仕組みを設けている点が各国でおおむね共通すること、③ドイツ及びフランスでは一部で採用要件を設けていること等が挙げられる。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

政治議会課 はまの ゆうた 濱野 雄太

はじめに

現代の複雑化した社会において、国会議員に求められる役割は多岐にわたり、国会議員の日々の業務は繁忙を極める。国会議員を立法調査や選挙区対応の面で補佐する議員秘書の存在がなければ、国会議員、ひいては国会が十分な機能を果たすことは難しいと考えられる。その意味で、議員秘書は、国会議員の補佐を通じて、民主主義が機能するに当たり不可欠の役割を果たす存在であると言える。

我が国の国会議員の公設秘書制度の始まりは、現憲法と同日（昭和22（1947）年5月3日）に施行された国会法（昭和22年法律第79号）に定められたことによる（同法第132条¹）。これは、国会法案の立案に大きな影響を与えた連合国最高司令官総司令部（GHQ）民政局ジャスティン・ウィリアムズ（Justin Williams）が、昭和21（1946）年9月10日の国会改革の提言「新憲法下の国会の主要な障害（Major Handicaps of the Diet under the Revised Constitution）」の中で、「国会の尊厳と権威を高めるために国会法に定めるべき事項」の一つとして各国議員に国費により事務員を充てる旨提案し²、国会法に盛り込まれたものである。以降、公設秘書制度は、漸進的な待遇の改善、定数の増員、アメリカを参考にした政策担当秘書制度の導入、65歳以上の者及び配偶者の採用禁止、兼職の原則禁止等が行われ、現行の制度に至っている³。

本稿においては、我が国の議員秘書制度を考える上での参考とするため、欧米主要国としてアメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスを取り上げ、国ごとに秘書の人数、雇用、服務、秘書雇用手当、秘書の職務及び給与等を紹介する。なお、当該4か国の制度概要の一覧表は、巻末別表のとおりである（参考までに、我が国の公設秘書制度の概要も含めた。）。

I アメリカ

1 秘書の人数、雇用、服務等

(1) 概説

大統領制を採るアメリカの議員秘書制度⁴は、厳格な三権分立の下での連邦議会の強力な権限等を背景に、欧米主要国の中で最も早く発展してきた。1885年には立法府歳出予算法により上

* 本稿のインターネット情報の最終アクセス日は、2020年1月22日である。邦貨換算は1ドル=109円、1ポンド=142.79円、1ユーロ=120.99円として行い（2020年2月分報告省令レート）、適宜四捨五入した。

¹ これは、旧憲法下の議院法（明治22年法律第2号）にはなかった条項であり、議員がその活動を効率的に行えるようにするための措置として設けられた（森本昭夫『逐条解説国会法・議院規則 国会法編』弘文堂、2019、pp.7-8.）。帝国議会時代には各議員の事務補助を行う者がなく、政党の書記が補助するのみ（大曲薫「国会法の制定と委員会制度の再編—GHQの方針と関与について—」『レファレンス』718号、2010.11、p.39。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050304_po_071803.pdf?contentNo=1>）という貧弱な補佐体制であった。

² Justin Williams, Major Handicaps of the Diet under the Revised Constitution, Memorandum for the Chief, Government Section, 1946.9.10. (GS (B) 02513) (福永文夫編『議会・政党』(GHQ 民政局資料「占領改革」 3) 丸善, 1999, p.85.) 詳しくは、大曲 同上, pp.40-41.

³ 議員秘書制度に関する主要文献として、次のものを参照。平田有史郎『議員秘書の研究 新版』創成社, 2002.

⁴ アメリカ連邦議会において議員を補佐するスタッフは「議会スタッフ (Congressional Staff)」と総称され、本稿の対象である議員の個人事務所で議員を補佐する秘書 (Personal Staff) 以外に、党派性を有する議会職員として委員会業務を補佐する「委員会スタッフ」が存在する。委員会スタッフについては、次の文献を参照。中林美恵子『トランプ大統領とアメリカ議会』日本評論社, 2017, pp.170-175.

院で、1893年には両院合同決議により下院で、秘書（事務職員）を雇用するための費用の公費からの支出が認められた⁵。その後徐々に制度が拡充され、第2次世界大戦後と1970年代における、行政府に対する自律性の確保を目的とした議会権限を強化する議会改革⁶の結果、両院の秘書の人数は大幅に増加した⁷。また、1995年には、議会説明責任法（Congressional Accountability Act of 1995）の制定により、連邦公務員に通常適用する基本的な労働法の多く（1938年公正労働基準法（Fair Labor Standards Act of 1938）等）を秘書にも適用するなど、労働条件の整備が進んでいった。

(2) 人数

下院議員1人が雇用できる秘書の上限は、22人（うち、常勤フルタイム雇用秘書（permanent employee）18人、その他の秘書（additional employee）⁸4人）である（合衆国法典第2編第5321条）。秘書の人数は、下院全体で約7,200人、議員1人当たり約16.6人（2019年時点）⁹、フルタイム雇用の秘書は平均約15人とされる¹⁰。一方、上院議員が雇用できる秘書の人数には制限がなく¹¹、秘書の人数は上院全体で4,122人、議員1人当たり約41.2人（2019年1月時点）¹²、フルタイム雇用の秘書は平均30～35人とされる¹³。

(3) 雇用

秘書の採用や雇用条件は議員が決定する¹⁴が、秘書の身分は議院の被用者（Congressional employee）であり、（連邦）公務員（civil service）に位置付けられる（合衆国法典第5編第2101条及び第2107条）。秘書は、他の連邦公務員と同様、連邦の退職年金、生命保険及び健康保険に加入することができる（合衆国法典第5編第8401条、第8701条及び第8901条による。）¹⁵。

縁故採用（nepotism）には制限があり、近親者（父母、子、兄弟（姉妹）、おじ、おば、いとこ、おい、めい、配偶者、法律上の父母・子・兄弟（姉妹）、継父母・子・兄弟（姉妹）、異父母兄弟（姉妹））の採用は禁止されている（合衆国法典第5編第3110条）¹⁶。

⁵ Chuck McCutcheon, *Congress A to Z*, 6th ed., California: Sage Publications, 2014, p.544.

⁶ 議会スタッフと1946年立法府改革法（Legislative Reorganization Act）及び1970年立法府改革法を中心とする議会改革等との関係につき、次の文献を参照。中村泰男『アメリカ連邦議会論』勁草書房、1992、pp.186-219.

⁷ *Guide to Congress*, 7th ed., California: CQ Press, 2013, p.688.

⁸ その他の秘書は、次の5つに分類される。①（有給の）インターン、②パートタイム雇用の秘書、③共同雇用秘書、④任期付雇用秘書、⑤無給休職中の秘書。（合衆国法典第2編第5321条；Ida A. Brudnick, “Congressional Salaries and Allowances: In Brief,” *CRS Report for Congress*, RL30064, 2019.12.30, p.6. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/RL/RL30064>>）

⁹ アメリカ連邦議会図書館調査局（Congressional Research Service, Library of Congress）からの回答による（2019年11月21日）。

¹⁰ Roger H. Davidson et al., *Congress and Its Members*, 17th ed., California: CQ Press, 2019, p.130.

¹¹ *ibid.*

¹² U.S. Congress, Senate Committee on Appropriations, *Legislative Branch Appropriations, 2020, Report to accompany S. 2581*, 116th Cong., 1st sess., S.Rept. 116-124, 2019.9.26, p.25. <<https://www.congress.gov/116/crpt/srpt124/CRPT-116srpt124.pdf>>

¹³ Davidson et al., *op.cit.*(10)

¹⁴ *Guide to Congress*, *op.cit.*(7), p.711. なお、1964年公民権法（Civil Rights Act of 1964）により、人種、宗教、性別、年齢、出身等を理由とする採用拒否、雇用上の差別は禁止される（同趣旨として、下院規則第23条第9項、上院規則第42条第1項）。

¹⁵ ただし、インターンは対象外であり（合衆国法典第2編第1313条）、下院では任期付雇用秘書も明示的に除いている（同編第5321条）。

¹⁶ ただし、これらの近親者を無給で雇うことは可能である（McCutcheon, *op.cit.*(5), p.547.）。

(4) 服務

秘書を含む議員の資源は公費で賄われているため、秘書の職務は議員の公務の補佐に限定され¹⁷、公務と選挙運動は区別される。そのため、両院では、基本的に秘書の選挙運動への関与を認めていない。ただし、下院では、勤務時間外に院外で議院の資源を用いない場合に限り、認められるとする¹⁸。上院では、3人の秘書のみ、選挙資金の収集に携わることができるとされる（上院規則第41条第1項）¹⁹。また、両院ともに、秘書が雇用者たる議員に贈与等及び政治献金を行うことは、禁止されている（合衆国法典第18編第603条）。

原則として贈与及び謝礼の受領禁止などの点については、秘書も議員と同様の政治倫理規定の適用を受ける（下院規則第23条、第25条、上院規則第35条、第37条等）。

なお、一定期間在職し、給与が一定額以上の幹部公務員級の秘書は、議員同様、資産公開義務（合衆国法典第5編附表「1978年政府倫理法（Ethics in Government Act of 1978）」第101条²⁰）、院外勤労所得の制限（同法第501条²¹）、特定の職種の兼職等禁止（同法第502条²²）が課され、離職後1年間は一定のロビー活動の制限に服する（合衆国法典第18編第207条²³）。

2 秘書雇用手当

議員が秘書を雇用するための費用は、下院では議員代表職務手当（Members' Representational Allowance: MRA. 合衆国法典第2編第5341条）、上院では秘書・事務所費用会計（Senators' Official Personnel and Office Expense Account: SOPOEA. 合衆国法典第2編第6313条）から支出される。また、2019会計年度から有給インターン手当が設けられ、2020会計年度は、下院では1議員当たり年間2万5000ドル（約273万円）が、上院では平均で年間6万ドル（約654万円。額は選出州によって異なる。）が支給される²⁴。秘書給与を含む各種経費の支給状況については、秘書の氏名、職種、雇用期間、給与額等を含む詳細な報告書（「下院支出明細書（Statement of Disbursements of the House）」及び「上院事務総長報告書（Report of the Secretary of the Senate）」）が作成され、透明性確保のために公開される（合衆国法典第2編第5341条及び第4108条）。

(1) 下院

議員代表職務手当は、1995年に統合された3つの手当（表1）により積算される。これらは相互に流用することが可能であり²⁵、下院議員は議員代表職務手当の範囲内で秘書の人件費を賄う。2019年における議員代表職務手当の額は、表1のとおりである。

¹⁷ Davidson et al., *op.cit.*(10), p.131.

¹⁸ Committee on Standards of Official Conduct, *House Ethics Manual*, 110th Cong., 2d sess., Washington: U.S. Government Publishing Office, 2008, p.135. <https://ethics.house.gov/sites/ethics.house.gov/files/documents/2008_House_Ethics_Manual.pdf>

¹⁹ ただし、選挙運動の範囲は必ずしも明確ではなく、公務とのグレーゾーンが存在する。また、選挙期間には、休暇を取得して選挙運動に関わる秘書もいるという（Davidson et al., *op.cit.*(10), p.131.）。

²⁰ 同様の規定として、下院規則第26条、上院規則第34条。

²¹ 同様の規定として、下院規則第25条第1項、上院規則第36条。

²² 同様の規定として、下院規則第25条第2項、上院規則第37条第5項。

²³ 同様の規定として、上院規則第37条第9項。

²⁴ “House Paid Internship Program.” Committee on House Administration website <<https://cha.house.gov/member-service/house-paid-internship-program>>; Brudnick, *op.cit.*(8), pp.6, 8; U.S. Congress, Senate Committee on Appropriations, *op.cit.*(12), pp.26-27. なお、上下院ともに、有給インターンの給与月額の上限は、1,800ドル（約19万4400円）。

²⁵ Brudnick, *ibid.*, p.5. 経費に占める人件費の割合は、大きい。例えば、2017年に支出した下院の議員代表職務手当のうち人件費は平均で74.5%を占めた（*idem*, “Members' Representational Allowance: History and Usage,” *CRS Report for Congress*, R40962, 2019.9.3, pp.15-16. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R40962.pdf>>）。

表1 アメリカ下院議員の議員代表職務手当（2019年）

手当	算定方法等	合計
秘書雇用手当	・全下院議員一律 ・議員1人当たり 944,671 ドル（約1億297万円）	1,320,585～ 1,498,546 ドル
事務所費用手当	・基礎額 256,574 ドル（約279万円）に、ワシントン～選出選挙区の距離等に応じて加算 ・選出選挙区までの距離、選出選挙区での事務所賃貸料により異なる。	（約1億4394万～ 1億6334万円） ※平均:約1,382,329ドル
公務用郵送手当	・速達料金の3倍に選出選挙区の住居住所数を乗じた額の45% ・選出選挙区の住居住所数により異なる。	（約1億5067万円）

※ 別途、有給インターン手当が2.5万ドル（約273万円）支給される。

（出典）Ida A. Brudnick, “Members’ Representational Allowance: History and Usage,” *CRS Report for Congress*, R40962, 2019.9.3, p.8. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R40962.pdf>>; House of Representatives, *Statement of Disbursements of the House*, from April 1, 2019 to June 30, 2019, Part 3 of 3, 116th Cong., 1st Sess., H.Doc. No.116-47, p.3066. <http://www.house.gov/sites/default/files/uploads/documents/SODs/2019q2_vol3.pdf> を基に筆者作成。

(2) 上院

秘書・事務所費用会計は、表2にある3つの手当により積算される。これらは相互に流用することが可能であり²⁶、上院議員は当該会計の範囲内で秘書の人件費を賄う。2020会計年度における秘書・事務所費用会計の額は、表2のとおりである。

表2 アメリカ上院議員の秘書・事務所費用会計（2020会計年度）

手当	算定方法	議員1人当たり年額	合計
秘書雇用手当	選出州の人口に応じて額が異なる（注1）。	2,798,783～4,448,075 ドル （約3億507万～4億8484万円）	3,436,535～ 5,421,200 ドル
立法担当秘書手当（注2）	全上院議員一律	508,377 ドル（約5541万円）	（約3億7458万～ 5億9091万円）
事務所費用手当	ワシントン～選出州の距離と選出州の人口等により額が異なる。	129,375～464,748 ドル （約1410万～5066万円）	※平均:約3,738,775ドル （約4億753万円）

※ 別途、有給インターン手当が平均6万ドル（約654万円。額は選出州によって異なる。）支給される。

（注1）最低は人口500万人未満の州、最高は人口2800万人以上の州。

（注2）上院議員1人当たり3人の立法担当秘書（委員会での職務を補佐するスタッフ）を雇用するための手当。

（出典）U.S. Congress, Senate Committee on Appropriations, *Legislative Branch Appropriations, 2020, Report to accompany S. 2581*, 116th Cong., 1st sess., S.Rept. 116-124, 2019.9.26, pp.23-28. <<https://www.congress.gov/116/crpt/srpt124/CRPT-116srpt124.pdf>> を基に筆者作成。

3 秘書の職務及び給与

アメリカでは上記のとおり秘書の数が多く、秘書の分業が進んでいる。各秘書の役割（職種）は、採用に当たり明確に決められる。ワシントンの事務所と地元事務所には役割分担があり、前者は立法活動に関する役割を、後者は選挙区対応の役割を担っている²⁷。地元事務所に配置する秘書の割合は、下院では約47.3%、上院では約43.2%である（2016年時点）²⁸。各秘書の職種や職務内容は、議員が裁量により決定するため事務所により異なるが、一例として下院の各

²⁶ Brudnick, *op.cit.*(8), p.7.

²⁷ Davidson et al., *op.cit.*(10), p.131.

²⁸ “Table 5-3 House Staff Based in District Offices, 1970-2016.” Brookings Institution website <https://www.brookings.edu/wp-content/uploads/2017/01/vitalstats_ch5_tbl3.pdf>; “Table 5-4 Senate Staff Based in State Offices, 1972-2016.” *idem* <https://www.brookings.edu/wp-content/uploads/2017/01/vitalstats_ch5_tbl4.pdf>

職種の種類に属する秘書の職務内容と平均的な給与年額を示すと、表3のとおりである²⁹。

各秘書の給与年額は、1938年公正労働基準法による最低賃金を踏まえた上で³⁰、議員が裁量により決定する。秘書1人当たりの給与について、下院では下院議長令により上限が定められ、年額16万8411ドル（約1836万円）³¹、上院では、上院議長代行令により下限及び上限が定められ、年額2988～16万9459ドル（約33万～1847万円）である（合衆国法典第2編第4575条）³²。秘書給与は議員が議院事務局に請求し、当該事務局から秘書本人に直接支払われる。

表3 アメリカ下院議員秘書の職種と給与年額等の一例（2018年）

類型	職種	主な職務内容	平均給与年額 ^(注1)	
1. 統括	①統括秘書	政策目標及び事務所の運営計画の立案・履行、予算の監督、秘書の管理・指揮、所属議院及び委員会幹部との調整等	149,871ドル（約1634万円）	
	2. 立法	②主任立法担当秘書	立法活動の管理、立法関係秘書の監督、議員立法の立案・政策的立場の構築の補佐、議会の動向の監視と①への報告等	93,114ドル（約1015万円）
		③立法補佐担当秘書	②の補佐	55,304ドル（約603万円）
	④立法担当通信員	地元の有権者からの手紙に関する調査・返信、②及び③の事務的補佐	48,217ドル（約526万円）	
3. 広報	⑤広報担当秘書	全ての広報活動の管理・調整。具体的には、メディア・広報戦略の推進、公式の議員のスポークスパーソン及びメディアとの連絡役としての活動、議員の演説の起草等	77,436ドル（約844万円）	
	⑥報道担当秘書		63,188ドル（約689万円）	
4. 日程	⑦日程担当秘書	議員の公務スケジュール及び旅程の管理、関係記録等の維持・管理	53,571ドル（約584万円）	
5. 総務	⑧法律顧問	議員への法律問題に関する助言並びに法令及び議院規則（倫理関係の指針を含む。）の遵守の確保	70,871ドル（約772万円）	
	⑨事務所長	ワシントン事務所の監督（人事、会計等を含む。）。法令及び議院規則に則った会計管理、施設の維持、物資の調達等	56,300ドル（約614万円）	
	⑩庶務担当秘書	議員と他の秘書、委員会スタッフ、他の議員等との連絡役、文書管理、電話対応、様々な議員参加イベントの情報収集等	42,303ドル（約461万円）	
6. 選挙区対応	⑪選挙区統括秘書	地元事務所全ての運営の監督、議員の代理、事務所スタッフの配置、選挙区内の問題を把握するための出張等	94,042ドル（約1025万円）	
	⑫総務担当秘書 ^(注2)	⑩と同様の職務を行うことが多い。	67,677ドル（約738万円）	
	⑬陳情担当秘書	有権者からの陳情の処理、配置された地域における議員の代理としての活動、選挙区及び地方の問題の監視並びに議員及び⑪への報告等	55,985ドル（約610万円）	
	⑭選挙区サービス担当秘書	⑬への報告等	49,145ドル（約536万円）	
	⑮選挙区対応担当秘書	立法措置を要する陳情の処理、①や⑪への献策等	48,707ドル（約531万円）	

²⁹ 下院において一般的に用いられているとされる15の職種を、担当ごとに6つの類型、すなわち①統括、②立法、③広報、④日程、⑤総務、⑥選挙区対応に分けた。

³⁰ *Guide to Congress, op.cit.(7), p.711.*

³¹ Order of the Speaker of the House of Representatives, Speaker Pelosi, January 9, 2009, as amended by Speaker Boehner, January 3, 2011, and by Speaker Ryan, September 28, 2017.（合衆国法典第2編第4532条に基づく、2011年1月3日付けペイナード院議長令及び2017年9月28日付けライアン下院議長令により改正された2009年1月9日付けペロシ下院議長令）

³² Order of the President Pro Tempore of the United States Senate, March 23, 2018.（合衆国法典第2編第4571条に基づく、2018年3月23日付け上院議長代行令）

※ 上院議員の事務所にも、ほぼ同様の職種がある（ただし、名称が異なる場合がある。）。なお、本表の職種と主な職務内容の対応関係はあくまでも一例であり、事務所により対応関係が異なることがある。

(注1) 平均給与と年額の数値は、下院における45の議員の事務所を無作為抽出し、当該事務所の各職種の給与額を基にしたものであり、正確な平均値ではない。

(注2) 上院では選挙区対応担当秘書だけでなく、選挙区サービス担当秘書、陳情担当秘書、立法担当通信員、事務所長、日程担当秘書を指すこともあるようである。

(出典) R. Eric Petersen and Raymond T. Williams, “Staff Pay Levels for Selected Positions in House Member Offices, 2001-2018,” *CRS Report for Congress*, R44323, 2019.6.11, pp.7-21. <<https://fas.org/spp/crs/misc/R44323.pdf>>; R. Eric Petersen, “Congressional Staff: Duties and Functions of Selected Positions,” *CRS Report for Congress*, RL34545, 2012.11.9, pp.8-13 を基に筆者作成。

II イギリス

1 秘書の人数、雇用、服务等

(1) 下院

(i) 概説

1969年12月18日の下院決議³³により、公費による秘書雇用手当が創設された³⁴。以降、徐々に手当の拡充が図られ、2012年にはフルタイム雇用の秘書4人分相当として積算されるに至った³⁵。なお、2009年には議員経費をめぐる大規模なスキャンダルを契機として、2009年議会倫理基準法（Parliamentary Standards Act 2009）³⁶の成立を含む大幅な制度改革が行われた。その結果、議院の所掌であった下院議員の歳費、手当、年金、秘書雇用手当を含む経費の支出等に関する事務は、2010年5月設立の独立機関、独立議会倫理基準委員会（Independent Parliamentary Standards Authority. 以下「IPSA」という。）に移管された³⁷。

(ii) 人数

雇用できる秘書の人数には制限がなく、秘書の人数は下院全体で3,185人（ただし、無給インターンを除く。）、議員1人当たりの平均人数は約4.9人である（2018-19年）³⁸。なお、下院議員数人で、1人の秘書を共同雇用することも可能である³⁹。

(iii) 雇用

秘書の採用や雇用条件は、下院議員が決定する⁴⁰。秘書の身分は下院議員との間の雇用契約

³³ “MEMBERS (EXPENSES AND ALLOWANCES),” HC Deb, vol.793, 18 December 1969, cc.1693-722. <<https://api.parliament.uk/historic-hansard/commons/1969/dec/18/members-expenses-and-allowances>>

³⁴ Philip Norton, *Parliament in British Politics*, 2nd ed., London: Palgrave Macmillan, 2013, p.26.

³⁵ Richard Kelly, “Members’ pay and expenses and ministerial salaries 2018/19,” *Briefing Paper*, Number 08535, 2019.3.27, p.26. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8535/CBP-8535.pdf>>

³⁶ 2009年議会倫理基準法の概要等について、田中嘉彦「2009年議会行為規準法—議員経費問題への対応—」『ジュリスト』1385号, 2009.9.15, p.85; 高信麻「イギリス2009年議会倫理基準法の制定」『外国の立法』No.241-2, 2009.11, pp.8-9. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000015_po_02410204.pdf?contentNo=1> を参照。

³⁷ Sir David Natzler KCB and Mark Hutton, eds., *Erskine May’s treatise on the law, privileges, proceedings and usage of Parliament*, 25th ed., London: LexisNexis, 2019, p.130. 2009年議会倫理基準法の制定経緯やIPSAなどの枠組みについては、齋藤憲司「英国における政治倫理—下院議員経費スキャンダルと制度の変容—」『レファレンス』710号, 2010.3, pp.5-27. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166404_po_071001.pdf?contentNo=1> を参照。

³⁸ “MPs’s staffing numbers,” CAS-134433, 2019.4.1. IPSA website <<https://www.theipsa.org.uk/publications/freedom-of-information/2018-19/cas-134433/>> を基に算出。

³⁹ “Working for an MP.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/about/working/mp/>>

⁴⁰ “MPs’s staffing numbers,” *op.cit.*(38) 契約形態としては、常勤雇用、任期付雇用、期間雇用、任期付インターン、実習生、臨時雇用、無給ボランティアの区分が存在する (Independent Parliamentary Standards Authority, *Members’ Staff HR Guidebook*, 2019.5, pp.13-15. <https://www.theipsa.org.uk/media/185385/hop003-cos-members-staff-hr-guidebook-aw5_accessible.pdf>)。

に基づく下院議員の被用者であり⁴¹、公務員 (civil servant) ではないため、公務員が通常受ける在職給付、雇用保険等の適用外である⁴²。雇用契約については、関係する労働法の範囲内で適切に下院議員が締結するよう、IPSA が参考となるモデル契約書を提示している。定年はなく、国民健康保険、議院の年金基金等に加入することができ、産前・産後休暇、長期病気休暇等に関係する費用は、秘書雇用手当とは別に公費から支給される⁴³。

縁故採用には、制限がある。2010年5月に近親者等 (connected party) の秘書としての雇用は1人までという制限が設けられ、2017年下院総選挙以降、近親者等を新規で雇用することは禁止された⁴⁴。近親者等とは、①下院議員の配偶者、法的共同生活者及び同棲者、②下院議員及び①の父母、子、祖父母、孫、兄弟 (姉妹)、おじ、おば、おい又はめい、③2006年会社法 (Companies Act 2006) 第252条が規定する共同事業者等である。

(iv) 服務

秘書は、下院議員の議会業務及び地元選挙区での活動、すなわち公務の補佐のために雇用されている。公務と選挙運動は区別され、選挙管理委員会の指針では、秘書の勤務時間内の選挙運動への関与は認められていない⁴⁵。また、院外の有給の職業及び議会での職務に関して受けた贈与又は歓待のうち395ポンド (約5.6万円) 超のものにつき、下院議員と同様に利害関係の届出を行うことが下院決議で定められており⁴⁶、届出内容は議会ウェブサイトで公開される。

(2) 上院

上院は任命制の一代貴族を中心とする議員で構成されており、上院議員には歳費や下院の秘書雇用手当に相当する手当は支給されていない。ただし、日当等により雇用される秘書は存在し (フルタイム雇用で560人 (2015年)⁴⁷)、秘書の利害関係の届出等も行われている。

2 秘書雇用手当

秘書雇用手当 (Staffing Expenditure) 額は、IPSA が決定する⁴⁸。同手当は、下院議員1人当

⁴¹ Independent Parliamentary Standards Authority, *ibid.*, p.5.

⁴² ジョージナ・ケスター (Georgina Kester) 両院議員秘書協会 (Members and Peers Staff Association) 委員長の指摘 (Laura Hughes, “MPs’ staff call for rethink on pay calculations,” *Financial Times*, 2019.3.1.)。

⁴³ Personnel Advice Service, Department of HR and Change, *Members of Parliament as Employers: a good practice guide*, London: House of Commons, 2012, pp.8, 15, 34, 37. <<https://www.parliament.uk/documents/commons-commission/Members-as-employers-good-practice-guide.pdf>>

⁴⁴ Natzler and Hutton, eds., *op.cit.*(37), pp.53-54. ただし、2017年下院総選挙以前に秘書として雇用された近親者等が引き続き勤務することは、許容されている。

⁴⁵ Electoral Commission, *Dissolution Guidance: Members’ staff*, 2019.10, p.30. <https://www.parliament.uk/documents/commons-chief-executive/GE2019/1Dissolution%20Guidance_STAFF.pdf> ただし、勤務時間外や休暇取得の場合には、選挙運動に関与することができる (*idem*)。選挙期間には、普段はロンドンの事務所にいる調査担当の秘書も地元事務所に入り、陳情対応、討論会・集会の演説の起草等を行うこともあるという (Robert Dale, *How to Be a Parliamentary Researcher*, London: Biteback Publishing, 2015, pp.187-189.)。

⁴⁶ 1985年12月17日及び1993年6月28日の下院決議 (Office of the Parliamentary Commissioner for Standards, *Register of Interests of Members’ Secretaries and Research Assistants*, London: House of Commons, 2019, p.2. <<https://publications.parliament.uk/pa/cm/cmsecret/register.pdf>>)。

⁴⁷ Jennifer Brown, “Total Number of MPs, Peers and Staff,” *Parliamentary Information List*, Number 02411, 2016.10.3, p.7. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN02411/SN02411.pdf>>

⁴⁸ 手当額の決定に、秘書の代表団体である議会スタッフ組合 (Unite Parliamentary Staff Branch) は関与できない。同組合は大手の労働組合ユニイトに加盟してはいるが、そもそも他の産業と異なり、議員事務所には法的に労働組合を認める義務はなく、IPSA も同組合を労働組合と認めていないため、公式の労働組合は存在しない状態である。 (Anoosh Chakelian, “After years of scandal, why is there still bullying in Parliament?” *New Statesman*, 2018.10.15.

たり、ロンドン選出議員は年額 16 万 6930 ポンド（約 2384 万円）、非ロンドン選出議員は 15 万 5930 ポンド（約 2227 万円）である（2019-20 年）⁴⁹。同手当の用途には、毎月の秘書給与のほか、国民健康保険及び年金保険の雇用者負担分、超過勤務手当、特別賞与、退職手当（自己都合を除く。）等も含む⁵⁰。透明性確保のため、秘書雇用手当を含む毎年の各下院議員の諸経費の請求額は、支出項目・時期などが詳細に IPSA ウェブサイトで公開されている⁵¹。

3 秘書の職務及び給与

秘書の職種、主な職務内容及び勤務地に応じた給与年額の上限及び下限は IPSA が決定し⁵²、概要は表 4 のとおりである。しかし、秘書チームは小所帯なので、実態として各秘書は自らの職務に限らず、他の職種の秘書の職務を行うこともあるとされる⁵³。下院議員は、基本的にロンドンと地元選挙区にそれぞれ事務所を置き、秘書を前者に 3 分の 1、後者に 3 分の 2 配置するという⁵⁴。下院議員は、各職種に対応した給与年額の範囲内で、裁量により各秘書の給与額を決定する⁵⁵。秘書給与等は、下院議員が IPSA に請求し、IPSA から秘書に直接支払われる⁵⁶。

表 4 イギリス下院議員秘書の職種と給与額の範囲等

類型	職種(注)	主な職務内容	地域別給与年額の範囲	
			ロンドン地域	非ロンドン地域
総務	1. 首席秘書	事務所の運営全般（人事・予算・設備等）の管理、秘書の監督・契約管理、議員の予定管理等	30,324～45,152 ポンド (約 433 万～645 万円)	27,815～41,242 ポンド (約 397 万～589 万円)
	上級秘書	複雑な照会・苦情への対応、議員の地元の予定の管理、関係法律の改正の把握等	24,238～34,947 ポンド (約 346 万～499 万円)	21,951～31,337 ポンド (約 313 万～447 万円)
	秘書	メールの送受信、日程管理、電話・メールによる照会の調査・返信、書類整理等	20,572.50～27,124 ポンド (約 294 万～387 万円)	17,550～25,287 ポンド (約 251 万～361 万円)
陳情	2. 上級陳情担当秘書	陳情対応（面会への同席、行政機関との連絡等）、専門分野の研究、メディア対応、広報等	27,324～38,421 ポンド (約 390 万～549 万円)	23,938～36,645 ポンド (約 342 万～523 万円)
	陳情担当秘書	陳情対応（面会への同席、情報収集、返信の起草）、陳情の記録・分析・報告、SNS の更新等	21,960～32,548 ポンド (約 314 万～465 万円)	19,641～28,804 ポンド (約 280 万～411 万円)
調査	3. 上級議会補佐担当秘書	複雑な調査、ロビイスト・圧力団体・メディアからの照会対応、議員への政策の助言等	33,000～50,540 ポンド (約 471 万～722 万円)	30,290～44,539 ポンド (約 433 万～636 万円)
	議会補佐担当秘書	簡易な調査、主要な問題に関する分析・評価・議員への報告、審議中の議案の把握等	23,750～35,308 ポンド (約 339 万～504 万円)	20,420～32,353 ポンド (約 292 万～462 万円)

※ 本表の職種と主な職務内容の対応関係はあくまでも一例であり、事務所により対応関係が異なることがある。有給インターンについては、勤務地にかかわらず 15,015～20,572.50 ポンド（約 214 万～294 万円）。

(注) 各職種の名称はこれに限られず、例えば首席秘書は事務所長、幹部事務所長又は統括秘書と称する場合がある。

(出典) “Breakdown of MPs’ staff job descriptions and pay bands for 2019-20.” IPSA website <<https://www.theipsa.org.uk/media/185330/mp-staff-jds-spreadsheet-19-20.pdf>>; “MPs’ Staff Salary Ranges For 2019-20.” *idem* <<https://www.theipsa.org.uk/media/185331/annual-salary-ranges-2019-20.pdf>> を基に筆者作成。

<<https://www.newstatesman.com/politics/uk/2018/10/after-years-scandal-why-there-still-bullying-parliament>>

⁴⁹ Independent Parliamentary Standards Authority, *The Scheme of MPs’ Business Costs and Expenses 2019-20*, 11th ed., 2019, p.33. 下院議員の諸経費のうち、人件費が約 78% を占めるとされる (Dale, *op.cit.*(45), p.1.)。

⁵⁰ *ibid.*, pp.31, 33-34.

⁵¹ “Your MP.” IPSA website <<http://www.theipsa.org.uk/mp-costs/your-mp/>>

⁵² 2010 年 5 月の下院総選挙後に雇用された秘書に適用される。

⁵³ Dale, *op.cit.*(45), p.16.

⁵⁴ Nicolas Besly and Tom Goldsmith, *How Parliament Works*, 8th ed., London: Routledge, 2018, p.71.

⁵⁵ Independent Parliamentary Standards Authority, *op.cit.*(40), p.12.

⁵⁶ *ibid.*, p.16.

Ⅲ ドイツ

1 秘書の人数、雇用、服務等

(1) 下院

(i) 概説

1969年に、下院に相当する連邦議会（以下「下院」という。）議員の執務環境を改善し、政策能力を高め、下院全体の能力を強化する改革の一環として、公費による秘書雇用手当が初めて認められた⁵⁷。以降、徐々に手当の拡充が行われ、それに伴い秘書の人数も増加している。

(ii) 人数

雇用できる秘書の人数には制限がなく、秘書の人数は下院全体で5,173人であり、議員1人当たり約7.3人である（2017年。フルタイム雇用が約35.0%、パートタイム雇用が約65.0%）⁵⁸。なお、下院議員数人で、1人の秘書を共同雇用することも可能である。

(iii) 雇用

秘書の採用は、下院議員が決定する。秘書の身分は公務員（Angehörige des öffentlichen Dienstes）ではなく（ドイツ連邦議会議員の法律関係に関する法律（Gesetz über die Rechtsverhältnisse der Mitglieder des Deutschen Bundestages. 以下略称の「議員法（Abgeordnetengesetz）」という。）第12条第3項）、下院議員との間の私法上の雇用契約に基づく下院議員の被用者である⁵⁹。下院議員の雇用者としての事務手続は、下院事務局が代行する（同項）。なお、政策秘書（表5）のみ、採用要件として大学卒業資格を有することを原則としている（秘書雇用によりドイツ下院議員に生ずる費用の補償に関する実施規則⁶⁰（以下「実施規則」という。）附則第2）。

雇用条件は、議院運営機関である長老評議会（Ältestenrat）が定めるモデル契約書に沿う必要があり（実施規則第7条）、秘書が加入する疾病保険、年金保険、労災保険等の雇用者負担分及び秘書の各種手当⁶¹は、秘書雇用手当とは別に公費から支給される（実施規則第2条）。

縁故採用については制限があり、秘書に現・元配偶者、近親者、生活パートナーを雇用する場合、秘書雇用手当から給与を支払うことはできない（議員法第12条第3項）⁶²。

(iv) 服務

選挙運動への関与については、2017年9月における連邦憲法裁判所第2法廷の決定⁶³を受け、2019年12月の長老評議会の決定により禁じられることとなった⁶⁴。資産公開、利害関係の届出

⁵⁷ 山口（藤田）和人「ドイツの議会改革」『レファレンス』591号、2000.4、pp.40-41。なお、1969年以前から、公費から給与を受け会派を補佐する会派スタッフ（Fraktionsmitarbeiter）は存在していた。

⁵⁸ “17.4 Mitarbeiter der Abgeordneten,” 2019.1.10, pp.8, 10. Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/resource/blob/272532/a60cf45b08b1659d7022fb44635d4e0c/Kapitel_17_04_Mitarbeiter_der_Abgeordneten-pdf-data.pdf>

⁵⁹ Susanne Strasser und Frank Sobolewski, *So arbeitet der Deutsche Bundestag*, Neue Darmstaedter Verlagsanstalt, 2019, p.151. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/10041000.pdf>>

⁶⁰ Rechtsvorschriften für den Ersatz von Aufwendungen, die den Mitgliedern des Deutschen Bundestages durch die Beschäftigung von Mitarbeiterinnen und Mitarbeitern entstehen. 2019年10月24日現在。

⁶¹ クリスマス手当、休日手当、長期勤続手当、傷病手当、出産手当、財形手当、死亡手当、移行期手当等。

⁶² ただし、これらの近親者を私費で雇用することは可能である（“Der Abgeordnete und seine Mitarbeiter,” 2016.8.21. Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2015/kw32_finanzierung_buero-384390>）。

⁶³ BVerfG, Beschluss des Zweiten Senats vom 19. September 2017 - 2 BvC 46/14 - Rn. (1-119). <https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Downloads/DE/2017/09/cs20170919_2bvc004614.pdf?__blob=publicationFile&v=1>

⁶⁴ Robert Roßmann, “Wohl dem, der Mitarbeiter hat,” *Süddeutsche Zeitung*, 2019.12.16. <<https://www.sueddeutsche.de/politik/bundestag-mitarbeiter-einsatz-wahlkampf-brief-schaeuble-1.4725764>> 罰則の導入を可能にするための、議員法の改正も視野に入れているという。

等の透明性確保に関する措置は、特段とられていない。なお、贈与・謝礼の受領は、モデル契約書上、雇用主である下院議員の承認がない限り禁止されている⁶⁵。

(2) 上院

上院に相当する連邦参議院は各州政府の代表で構成されており、連邦参議院議員は州政府の職員等の補佐を受けられることから、歳費や秘書雇用手当は支給されていない。

2 秘書雇用手当

下院議員は、議会業務を補佐する秘書を雇用するための手当を受ける（議員法第 12 条第 3 項）。当該秘書雇用手当額その他の詳細は、予算法（Haushaltsgesetz）上の基準に従い長老評議会が実施規則で定める（同項）。同手当額は基本的に公務員俸給と連動し調整され（実施規則第 2 条）、議員 1 人当たり年額 26 万 6412 ユーロ（約 3223 万円。2019 年 4 月以降⁶⁶）である。

3 秘書の職務及び給与

秘書の職種及び給与範囲は長老評議会が策定する実施規則が定め、職務内容は下院議員が決定する（実施規則第 7 条）。職種、主な職務内容、給与月額等の範囲等は、表 5 のとおりである。実態として、各秘書は自らの職務に限らず、他の職種の秘書の職務を行うこともあるという⁶⁷。なお、事務所はベルリンと地元選挙区にそれぞれ置かれ、前者に約 49.3%、後者に約 50.7%の秘書が配置されている（2017 年時点）⁶⁸。下院議員は、上記範囲内で、裁量により各秘書の給与月額を決定する。秘書給与は、下院議員が契約書原本及び証拠書類を下院事務局に提出した上で、下院事務局から秘書の銀行口座に直接振り込まれる（実施規則第 4 条及び第 11 条）。

表 5 ドイツ下院議員秘書の職種と給与額の範囲等

職種／人数 ^(注1)	主な職務内容	給与月額	【参考】給与年額 ^(注2)
①書記・タイピスト (1,000 人)	議会活動と関連の薄い郵便物・書類等に関わる簡単な事務	1,882～3,665 ユーロ (約 22.8 万～44.3 万円)	22,584～43,980 ユーロ (約 273 万～532 万円)
②事務秘書 (631 人)	電話応対やスケジュール管理など、議員事務所に特有の事務	2,220～5,076 ユーロ (約 26.9 万～61.4 万円)	26,640～60,912 ユーロ (約 322 万～737 万円)
③上級秘書 (1,337 人)	議員のための情報収集や会議準備等、議会活動に関する職務	2,572～5,517 ユーロ (約 31.1 万～66.8 万円)	30,864～66,204 ユーロ (約 373 万～801 万円)
④政策秘書 (2,136 人)	議員の演説執筆、広報、郵便物への返信、委員会の傍聴等	3,390～8,522 ユーロ (約 41.0 万～103 万円)	40,680～102,624 ユーロ (約 492 万～1242 万円)

(注 1) 2017 年時点。このほか、この職種に含まれない議員秘書が 69 人存在する。

(注 2) 参考までに、給与月額の最低額及び最高額に単純に 12 を乗じた。手当等は含まない。

(出典) Anlage 2 zu den verbindlichen Ausführungsbestimmungen des Ältestenrates zu § 12 Absatz 3 Abgeordnetengesetz, 2019.10.24; Henrike Vetter, *Das Arbeitsverhältnis der Mitarbeiter von Bundestagsabgeordneten*, Berlin: Duncker und Humblot, 2001, pp.35-36; “17.4 Mitarbeiter der Abgeordneten,” 2019.1.10, p.8. Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/resource/blob/272532/a60cf45b08b1659d7022fb44635d4e0c/Kapitel_17_04_Mitarbeiter_der_Abgeordneten-pdf-data.pdf> を基に筆者作成。

⁶⁵ Deutscher Bundestag, Wissenschaftliche Dienste, “Geldwerte Zuwendungen an Mitarbeiter von Bundestagsabgeordneten,” *Ausarbeitung*, WD6, 3000, 095/15, 2015.10.6, p.6. <<https://www.bundestag.de/resource/blob/410022/e7d723cb30141594b09278eb7a8a954b/wd-6-095-15-pdf-data.pdf>>

⁶⁶ 実施規則附則第 2 が規定した、月額 2 万 2201 ユーロ（約 26.9 万円）を基に算出した。

⁶⁷ “Alleskönner mit Instinkt und Fingerspitzengefühl,” 2016.8.22. Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2015/kw32_mitarbeiter-384392>

⁶⁸ “17.4 Mitarbeiter der Abgeordneten,” *op.cit.*(58), p.10.

IV フランス

1 秘書の人数、雇用、服務等

(1) 概説

公費による秘書雇用手当の導入は、1975年に遡る⁶⁹。その後、手当額や秘書人数は拡充されたが、金銭をめぐる不祥事の中で親族秘書の架空雇用などが起きたこともあり、近年、秘書制度に影響を及ぼす政治倫理改革が行われた。一つは2013年の改革（公職の透明性に関する2013年10月11日の法律第2013-907号（Loi n° 2013-907 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique. 以下「2013年法」という。）⁷⁰等の成立）、もう一つは2017年の改革（政治活動の信頼性のための2017年9月15日の法律第2017-1339号（Loi n° 2017-1339 du 15 septembre 2017 pour la confiance dans la vie politique. 以下「2017年法」という。）⁷¹の成立）である。

(2) 人数

上下院の各議員が雇用できる秘書の上限は、5人である（2019年現在）⁷²。下院全体の秘書の人数は2,004人、議員1人当たり約3.5人（2019年1月時点。フルタイム雇用が約59.7%、パートタイム雇用が約40.3%）⁷³、上院全体の秘書の人数は894人、議員1人当たり約2.6人である（2020年1月現在）⁷⁴。なお、議員数人で1人の秘書を共同雇用することも可能である。

(3) 雇用

秘書の身分は、議員との間の私法上の雇用契約に基づく議員の被用者であり（議会運営に関する1958年11月17日のオルドナンス第58-1100号（Ordonnance n° 58-1100 du 17 novembre 1958 relative au fonctionnement des assemblées parlementaires. 以下「オルドナンス」という。）第8条の2。2017年法により挿入）⁷⁵、公務員ではない。議員の雇用者としての事務手続は、原則として各議院事務局等が代行する⁷⁶。秘書には基本的に一般の労働法が適用され、一般的な社会保障

⁶⁹ “Fiche de synthèse n°81: Les collaborateurs de députés,” Assemblée nationale website <<http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/les-autres-structures-de-soutien-a-l-activite-parlementaire/les-collaborateurs-de-deputes>> なお、上下院ともに秘書（collaborateur parlementaire）とは別に、公費から給与を受け会派を補佐する会派スタッフ（collaborateur de groupe politique）が存在する。

⁷⁰ 同法につき次の文献を参照。服部有希「フランスの政治倫理に関する立法—利益相反防止と資産公開—」『外国の立法』No.264, 2015.6, pp.23-63. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9381677_po_02640003.pdf?contentNo=1>

⁷¹ 同法につき次の文献を参照。安藤英梨香「フランスにおける政治倫理向上のための立法」『外国の立法』No.280, 2019.6, pp.87-122. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11289082_po_02800004.pdf?contentNo=1>

⁷² “Fiche de synthèse n°17: La situation matérielle du député,” 2019.1.17. Assemblée nationale website <<http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/le-depute/la-situation-materielle-du-depute>>; “Les moyens mis à la disposition des sénateurs.” Sénat website <http://www.senat.fr/role/senateurs_info/moyens_senateurs.html>

⁷³ “Éléments statistiques au 1er janvier 2019: concernant l’emploi et les rémunérations des collaborateurs de députés,” pp.2, 5. Assemblée nationale website <http://www2.assemblee-nationale.fr/static/collaborateurs/stat_collaborateurs_201901.pdf>

⁷⁴ 次のリストから算出した（無給休暇中の秘書も含む。）。“Liste alphabétique des collaborateurs（Edition du 22/01/2020）.” Sénat website <http://www.senat.fr/pubagas/liste_collaborateurs_senateurs2.pdf>

⁷⁵ 同様の規定として、下院規則第18条第2項及び上院規則第102条の2。

⁷⁶ なお、下院では2002年以降、秘書雇用手当の管理を事務局に委託するか否かを選べる（“Fiche de synthèse n°81: Les collaborateurs de députés,” *op.cit.*(69)）。

制度の対象となる。雇用条件は、各議院の議院運営機関の一つである理事部 (Bureau)⁷⁷が設定し (オルドナンス第8条の2)、当該範囲内で議員が各秘書について個別に決定する。秘書が加入する各種社会保険の雇用者負担分及び秘書が受給する勤続年数手当、年末賞与、解雇補償金等は、秘書雇用手当 (frais de mandat et de secrétariat) とは別に公費から支出される⁷⁸。雇用者である議員の任期終了の際は、議員は事前に秘書に解雇を通知する (2017年法第19条)。

縁故採用には制限が設けられ、近親者 (①配偶者、民事連帯協約のパートナー、内縁関係の者、②①の父母及び子、③父母及び子) の雇用は禁止となった (オルドナンス第8条の4)⁷⁹。採用要件として、上院では、大学入学資格又は15年の職務経験を原則としている⁸⁰。

(4) 服務

秘書は議員の任務、すなわち公務の範囲内で職務を遂行し、勤務時間内の選挙運動への関与は、認められていない⁸¹。

秘書は、議員と同様に資産状況及び利害関係 (兼職状況等) について、独立機関である公職の透明性に関する高等機関 (Haute Autorité pour la transparence de la vie publique) に届出を行い (2013年法第11条I)、個人情報等を除き公開される (同法第5条)。また、議員が届け出る利害関係・活動には秘書の氏名及び兼職状況が含まれ (選挙法典第135-1条)、当該届出は公職の透明性に関する高等機関が公表する (同法典第135-2条。2014年7月以降、ウェブサイトで公開)。下院では、雇用者である議員の職務や下院の施設を利用し、利益を受領してはならないとされる⁸²。上院では、議員同様、150ユーロ (約1.8万円) 超の贈与について30日以内の届出及び上院ウェブサイトでの公開等が、2018年9月26日の上院理事部決定で義務付けられている⁸³。

2 秘書雇用手当

両院議員は、職務を補佐する秘書を雇用することができ、秘書の報酬のための手当を受ける (オルドナンス第8条の2)⁸⁴。秘書雇用手当額は、各議院理事部が一般の公務員の俸給と連動させ、決定する (フルタイム雇用の秘書3人分相当として積算)⁸⁵。秘書雇用手当の額は、下院では年額12万6972ユーロ (約1536万円) (2018年1月以降)⁸⁶、上院では年額10万834.2ユ

⁷⁷ 各議院理事部は、雇用者としての議員の代表と秘書の代表による労使交渉も所管する (オルドナンス第8条の2)。

⁷⁸ “Fiche de synthèse n°17: La situation matérielle du député,” *op.cit.*(72); Claude Bérit-Débat, *Rapport d'information, Session ordinaire de 2018-2019, N°513, Sénat, 2019.5.17, p.38.* <<http://www.senat.fr/rap/r18-513/r18-5131.pdf>>

⁷⁹ 2017年法により導入された。違反した場合、刑事罰 (拘禁刑及び罰金) が科せられる。また、兄弟、姉妹、元配偶者等を雇用する場合は、所属する議院理事部に報告する (オルドナンス第8条の4)。

⁸⁰ “Les moyens mis à la disposition des sénateurs,” *op.cit.*(72)

⁸¹ Commission nationale des comptes de campagne et des financements politiques, *Guide du candidat et du mandataire*, 2016, p.56. <http://www.cncfp.fr/docs/campagne/20161027_guide_candidat_edition_2016.pdf> しかし、実態として遵守されていない例も報道されており、2017年大統領選挙の予備選挙の際は、遵守を求める書簡を下院議長が議員に対し送付したという (“Collaborateur parlementaire, cette profession de l'ombre,” *Le Journal du dimanche*, 2017.3.5. <<https://www.lejdd.fr/Politique/Collaborateur-parlementaire-cette-profession-de-l-ombre-852014>>)。

⁸² Agnès Roblot-Troizier, *Un nouvel élan pour la déontologie parlementaire: Rapport public annuel de la Déontologie de l'Assemblée nationale*, Assemblée nationale, 2019, p.230. Vie publique website <<https://www.vie-publique.fr/sites/default/files/rapport/pdf/194000114.pdf>>

⁸³ “Bureau du Sénat du 26 septembre 2018,” 2018.9.26. Sénat website <<https://www.senat.fr/presse/cp20180926.html>>

⁸⁴ 同様の規定として、下院規則第18条第2項及び上院規則第102条の2。

⁸⁵ “Fiche de synthèse n°17: La situation matérielle du député,” *op.cit.*(72)

⁸⁶ 月額1万581ユーロ (約128万円)。“Fiche de synthèse n°81: Les collaborateurs de députés,” *op.cit.*(69) から算出した。

一口（約1220万円）である（2018年11月以降）⁸⁷。なお、事務所経費等を賄うための議員職務経費手当（下院議員は月額5,373ユーロ（約65.0万円）⁸⁸、上院議員は月額5,900ユーロ（約71.4万円）⁸⁹）から充当することも可能である⁹⁰。

3 秘書の職務及び給与

秘書の職務内容は様々であり、下院議員を例にすると次の2種類に区分される。すなわち、①庶務（スケジュール・面会の管理、電話対応、文書事務等）、②議会業務（演説の起草、議員提出法律案や修正案の準備、会派の会合への代理出席等）である⁹¹。各秘書への職務の割当ては、議員が裁量により決定する。上下院議員はパリと地元選挙区にそれぞれ事務所を置き、例えば下院議員は前者に約42.5%、後者に約57.5%を配置している（2019年1月時点）⁹²。

各秘書の給与額は、上下院ともに下限が法定最低賃金、上限が秘書雇用手当の額であり、当該範囲内で議員が裁量により決定する⁹³。フルタイム雇用の秘書の平均給与は、下院は時給換算で19.27ユーロ（約2,331円）（2019年1月時点）⁹⁴、上院は月額3,419ユーロ（約41.4万円）（2018年4月時点）である⁹⁵。

おわりに

以上、欧米主要4か国を概観したが、特徴として、①議員1人当たり秘書雇用手当等の額・人数はアメリカが突出して多く⁹⁶、②秘書の身分はアメリカのみ公務員であり、他の国では議員の被用者であることが挙げられる。また、各国におおむね共通することとして、③各秘書の給与は総額の範囲内かつ一定の制限の下に議員が柔軟に決定できる点、④パートタイム雇用など勤務形態の多様性、⑤配偶者に限らず近親者の公費による雇用禁止、⑥議員の公務と選挙運動を区別した上で、秘書による勤務時間内の選挙運動への関与の原則禁止、⑦ドイツを除き透明性確保の仕組み（利害関係の届出、資産状況の公開等）を設けている点が挙げられる。なお、⑧採用要件を設けているのは、フランス上院及びドイツ下院（ただし、政策秘書のみ）である。

また、各国の共通点として、程度の差はあれ、問題が発生するたびに議員秘書制度を検討し、見直しや改革が実施されることも挙げられる。今後も、各国の動きを注視する必要がある。

⁸⁷ 2018年9月26日の上院理事部決定が定めた、月額8,402.85ユーロ（約102万円）。“Bureau du Sénat du 26 septembre 2018,” *op.cit.*(83) から算出した。

⁸⁸ 2018年1月及び同年11月に改正された下院議員の職務手当に関する2017年11月29日の下院理事部通達（“Arrêté du Bureau n°12/XV du 29 novembre 2017 relatif aux frais de mandat des députés.” Assemblée nationale website <http://www2.assemblee-nationale.fr/static/deontologue/12_XV_bureau_frais_mandat_061218.pdf>）第2条。

⁸⁹ 上院財務担当理事部通達第2017-1202号（“Arrêté n° 2017-1202 Les Questeurs.” Sénat website <https://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/role/regime/AQ_2017_1202_Frais_mandat.pdf>）第13条。

⁹⁰ 2017年11月29日の下院理事部通達第1条及び上院理事部通達第2017-272号（“Arrêté n° 2017-272 Le Bureau du Sénat.” *ibid.* <https://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/role/regime/ab2017-272_Frais_de_mandat.pdf>）附則。

⁹¹ “Fiche de synthèse n°81: Les collaborateurs de députés,” *op.cit.*(69) 秘書の多くが①の業務を担当し、②の業務を担当するのは大学院修了者などであるという。

⁹² “Éléments statistiques au 1er janvier 2019: concernant l’emploi et les rémunérations des collaborateurs de députés,” *op.cit.*(73), p.3.

⁹³ Yaél Braun-Pivet, *Rapport*, quinzième législature, N°s 105 et 106, Assemblée nationale, 2017.7.20, p.431. <[http://www2.assemblee-nationale.fr/documents/notice/15/rapports/r0106/\(index\)/rapports](http://www2.assemblee-nationale.fr/documents/notice/15/rapports/r0106/(index)/rapports)>

⁹⁴ “Éléments statistiques au 1er janvier 2019: concernant l’emploi et les rémunérations des collaborateurs de députés,” *op.cit.*(73), p.12.

⁹⁵ “Les moyens mis à la disposition des sénateurs,” *op.cit.*(72)

⁹⁶ ただし、アメリカ以外の3か国において秘書雇用手当等の額・人数が増加傾向にある点には、留意を要する。

別表 欧米主要国の議員秘書制度の概要

国名	アメリカ		イギリス	ドイツ	フランス		(参考) 日本	
	下院	上院	下院	下院	下院	上院	衆議院	参議院
議員定数	435	100	650	598 (現員 709)	577	348	465	245
議員1人当たり秘書雇用手当等の年額	平均約 1,382,329 ドル (約 1 億 5067 万円) 【2019 年】 * 事務所経費等を含む。別途インターン手当 2.5 万ドル (約 273 万円)	平均 3,738,775 ドル (約 4 億 753 万円) 【2020 会計年度】 * 事務所経費等を含む。別途インターン手当平均 6 万ドル (約 648 万円)	166,930 ポンド (約 2384 万円) * 非ロンドン選出議員は、155,930 ポンド (約 2227 万円) 【2019-20 年】 * 保険等の雇用者負担分、手当を含む。	266,412 ユーロ (約 3223 万円) 【2019 年】	126,972 ユーロ (約 1536 万円) 【2018 年 1 月-】 * 別途議員職務手当から充当可	100,834.2 ユーロ (約 1220 万円) 【2018 年 11 月-】	2495 万 5789 円 【2019 年度】	2465 万 345 円 【2019 年度】 * 通勤手当、期末手当、勤勉手当、住居手当を含む。
人数/議員1人当たり人数	約 7,200 人/約 16.6 人 【2019 年】	4,122 人/約 41.2 人 【2019 年】	3,185 人/約 4.9 人 【2018-19 年】	5,173 人/約 7.3 人 【2017 年】	2,004 人/約 3.5 人 【2019 年】	894 人/約 2.6 人 【2020 年】	1,395 人/3 人 【2019 年】	735 人/3 人 【2019 年】
秘書の身分	連邦公務員		議員の被用者 (私法上の雇用契約)	議員の被用者 (私法上の雇用契約)	議員の被用者 (私法上の雇用契約)		特別職国家公務員	
雇用	<ul style="list-style-type: none"> 計 22 人まで (常勤フルタイム 18 人、その他 4 人) 近親者雇用禁止 (無給は可) 給与年額上下限あり 連邦公務員と同じ健康保険、生命保険、退職年金に加入 (一部秘書を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> 人数上限なし 近親者等の新規雇用禁止 職種ごとに給与年額上下限あり 国民健康保険、年金保険、議院の年金基金に加入 	<ul style="list-style-type: none"> 人数上限なし 近親者雇用禁止 (私費雇用可) 職種ごとに給与月額上下限あり 疾病保険、年金保険等に加入 政策秘書は大学卒業資格が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 人数上限なし 近親者雇用禁止 (兄弟・姉妹・元配偶者等は可) 給与年額上下限あり 年金・疾病・障害・労災・出産・失業保険等に参加 大学入学資格又は 15 年の勤務経験が必要 (上院のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 5 人まで 近親者雇用禁止 (兄弟・姉妹・元配偶者等は可) 給与年額上下限あり 年金・疾病・障害・労災・出産・失業保険等に参加 大学入学資格又は 15 年の勤務経験が必要 (上院のみ) 		<ul style="list-style-type: none"> 3 人まで (政策担当秘書、第一秘書、第二秘書各 1 人) 配偶者、65 歳以上の雇用禁止 職種ごとに、年齢・在職年による月額給料表あり 議員秘書の健康保険組合、厚生年金基金、介護保険に加入 政策担当秘書には採用要件あり (試験合格又は審査認定) 	
サービスその他	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内の選挙運動原則禁止 雇用者たる議員への贈与・政治献金禁止 一定給与額以上の秘書の院外勤労所得の制限、資産・所得公開義務 秘書の氏名、給与額等の公開 		<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内の選挙運動原則禁止 利害関係 (院外の有給の職業等) の届出・公開義務 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内の選挙運動原則禁止 労使交渉あり 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内の選挙運動原則禁止 資産状況・利害関係 (兼職等) の届出・公開、秘書の氏名公開義務 労使交渉あり 利益の受領禁止 (下院)、一定額を超える贈与の届出・公開義務 (上院) 		<ul style="list-style-type: none"> 議員の所属政党、政治団体への寄附の勧誘及び要求禁止 兼業原則禁止 (議員の許可を得た場合、許容。兼業先・報酬等を議長に届出) 氏名、続柄等の閲覧可 	

(注) 邦貨換算は、2020 年 2 月分報告省令レートに基づき、1 ドル=109 円、1 ポンド=142.79 円、1 ユーロ=120.99 円として行った。また、適宜四捨五入を行った。
(出典) 各国議会ウェブサイト; 『第 198 回国会 (常会) 提出 平成 31 年度国会所管一般会計歳出予算各目明細書』pp.1, 9 等を基に筆者作成。